

高浜市第 7 期障がい福祉計画・ 第 3 期障がい児福祉計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

① 障害者自立支援法の制定

平成15（2003）年度から、それまでの措置制度にかわり利用者自らがサービスを選択し事業者と直接に契約する新しい利用制度（支援費制度）が導入されました。全国的には、新たなサービス利用者の増加や利用量の増加に見られるように、支援費制度は障害のある人が地域生活を進める上での支援を大きく前進させたと評価されます。しかし一方では、財源の不足、支援費制度の対象となっていない精神障がいのある人に対するサービスの遅れ、市町村間でのサービス格差、福祉施設や事業体系の見直しの必要性、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題への対応など、さまざまな課題が指摘されていました。こうした課題を解決し、障がいのある人が必要なサービスを安定的な制度の下で利用できるよう、障がい保健福祉施策の各種の抜本的な改革を行う「障害者自立支援法」が制定されました。この法律において、障害福祉サービスおよび地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に進めるため、市町村ならびに都道府県に障害福祉計画の策定が義務づけられました。

② 障害者自立支援法の改正

障害者自立支援法については、憲法や障害者権利条約に違反するとして訴訟が起こされ、平成22（2010）年に法の廃止や新法の制定などを前提として和解が成立しました。

平成24（2012）年6月、障害者自立支援法の改正法が公布され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）と法律名も改められました。

③ 障害者総合支援法施行3年後（平成28（2016）年）の見直し

平成25（2013）年4月に施行された障害者総合支援法の附則では、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所

要の措置を講ずることとされてきました。

平成27（2015）年12月、国の社会保障審議会障害者部会において、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」がまとめられ、これを踏まえて平成28（2016）年6月には障害者総合支援法、児童福祉法の改正法が公布されました。これにより市町村および都道府県に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。改正の主な内容は次のとおりです。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）
（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 地域生活を支援する「自立生活援助」の創設
- (2) 就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」の創設
- (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
- (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」の創設
- (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
- (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- (3) 自治体による調査事務・審査事務の効率化

施行期日：平成30年4月1日（2.(3)については公布の日（平成28年6月3日））

④ 障害者総合支援法の令和4（2022）年の見直し

障害者総合支援法は、社会情勢の変化による障がいのある人や障がいのある児童、支援者のニーズの変化に適應できるよう、定期的に制度の見直しが行われます。

令和4（2022）年12月には、地域生活の支援体制の充実、福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上、データベースの整備などを主な内容として障害者総合支援法等の改正法が公布されました。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（概要）
（令和4年12月10日成立・同月16日公布）

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】
 - (1) 共同生活援助（グループホーム）の支援内容を法律上明確化
 - (2) 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務化
 - (3) 精神保健の相談支援を受けられる対象者の拡大と包括的支援の確保
2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】
 - (1) 就労アセスメント手法を活用した「就労選択支援」の創設
 - (2) 短時間労働者に対する実雇用率算定
 - (3) 障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化
3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】
 - (1) 医療保護入院の見直し
 - (2) 「入院者訪問支援事業」の創設
 - (3) 精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進
4. 難病患者等に対する適切な医療の充実および療養生活支援の強化
 - (1) 症状が重症化した場合に円滑に医療費支給を受けられる仕組みの整備
 - (2) 登録者証の発行等による難病患者等の療養生活支援の強化
5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】
DBについて第三者提供の仕組み等の規定を整備
6. その他
 - (1) 事業者指定に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設
 - (2) 居住地特例対象施設に介護保険施設を追加

施行期日：令和6年4月1日（2.(1)及び5.の一部は政令で定める日（未定）、3.②の一部、5.の一部及び6.②は令和5年4月1日、4.①及び②の一部は令和5年10月1日）

⑤ 基本指針の見直し

令和5（2023）年5月、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しが行われ、強度行動障害の人への支援体制の充実、一般就労への移行に関する成果目標の設定、地域づくりに向けた協議会の活性化、計画期間の柔軟化などが盛り込まれました。また、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8（2026）年度末の数値目標が設定されました。（詳細は6頁）

(2) 高浜市における取組

高浜市においては、障害者自立支援法に基づき、平成18（2006）年度に障害福祉サービスの見込量およびその確保方策を定める「高浜市障がい福祉計画（計画期間：平成18（2006）年度～平成20（2008）年度）」を策定し、その後3年ごとに見直しを行ってきました。

平成29（2017）年度には、児童福祉法において、障害児通所支援等の提供体制を整備し、サービスの円滑な実施を確保するため「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、「高浜市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（以下「第5期計画」といいます。）として一体的に策定しました。

令和2（2020）年度には、国の基本指針の見直し、第5期計画の実績等を踏まえて、「高浜市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下「第6期計画」といいます。）を策定しました。

令和4（2022）年度には、高浜市における福祉分野の上位計画にあたる「高浜市第4次地域福祉計画」が策定されました。

令和5（2023）年度には、新たな基本指針に基づき、第6期計画の実績等を踏まえて、「高浜市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「第7期計画」といいます。）を策定することとします。

2 計画の性格

(1) 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画および児童福祉法第33条の20に定める市町村障害児福祉計画であり、厚生労働省の示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」といいます）に即して策定します。

また、本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定により策定した「高浜市障がい者福祉計画」のうち障害福祉サービス、障害児通所支援並びに地域生活支援事業の分野に係る実施計画です。

なお、策定にあたっては、上位計画である「高浜市第4次地域福祉計画」の〈基本的な考え方〉を念頭に置くとともに、〈具体的な取組や施策〉との整合を図ります。

(2) 計画の範囲

- ① この計画の対象は、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいおよび高次脳機能障がいのある人を含みます。以下同じ。）および難病患者等です。
- ② この計画の対象地域は高浜市ですが、愛知県が設定している障害保健福祉圏域（西三河南部西圏域）に属する市（碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市）と連携しながら推進します。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間です。

<計画の期間>

年 度	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)	令9 (2027)	令10 (2028)	令11 (2029)
高浜市 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第6期（第2期）		見直し	第7期（第3期）		見直し	第8期（第4期）		
<参考> 高浜市障がい者福 祉計画	第5次					見直し	第6次		

4 国の基本指針

障がい福祉計画および障がい児福祉計画は国の基本指針に則して作成する必要があります。本計画の策定に向けた基本指針の見直しが行われ、令和5（2023）年5月に告示されました。

(1) 成果目標（令和4（2022）年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行

- 2022（令和4）年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。
- 施設入所者数を、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とすることを基本とする。〔都道府県が設定〕
- 精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。〔都道府県が設定〕
- 入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上および入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。〔都道府県が設定〕

③ 地域生活支援の充実

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- 令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする（就労移行支援事業：1.31倍以上、就労継続支援A型事業：概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上）。
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和3（2021）年度末の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

○就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

○児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

○全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築することを基本とする。

○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

○各都道府県、各圏域および各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

○各市町村において、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）することを基本とする。

○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組とともに必要な協議会の体制を確保することを基本とする。【新規】

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

(2) 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

○訪問系サービスの利用者数・利用時間

○日中活動系サービスの利用者数・利用時間

○居住系サービスの利用者数

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数

○保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数

③ 地域生活支援の充実

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数

④ 発達障がい者等に対する支援

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

- 障害児通所支援サービスの利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- 基幹相談支援センターの設置【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無およびそれに基づく実施回数

5 基本的な考え方

すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念と、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、次の点に配慮して、計画を策定します。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現に向けて、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がいの種別や地域におけるサービス格差の解消

障害福祉サービスは、身体障がい、知的障がいおよび精神障がい並びに難病患者等という障がい種別にかかわらず、これらの人が必要な時に適切なサービスを受けることができるよう、必要な情報提供を行うとともに、サービス提供体制の充実に努めます。

(3) 地域生活移行や就労支援など個々の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現する必要があります。そのため地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、個々の課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要なサービス提供体制の整備を進めます。

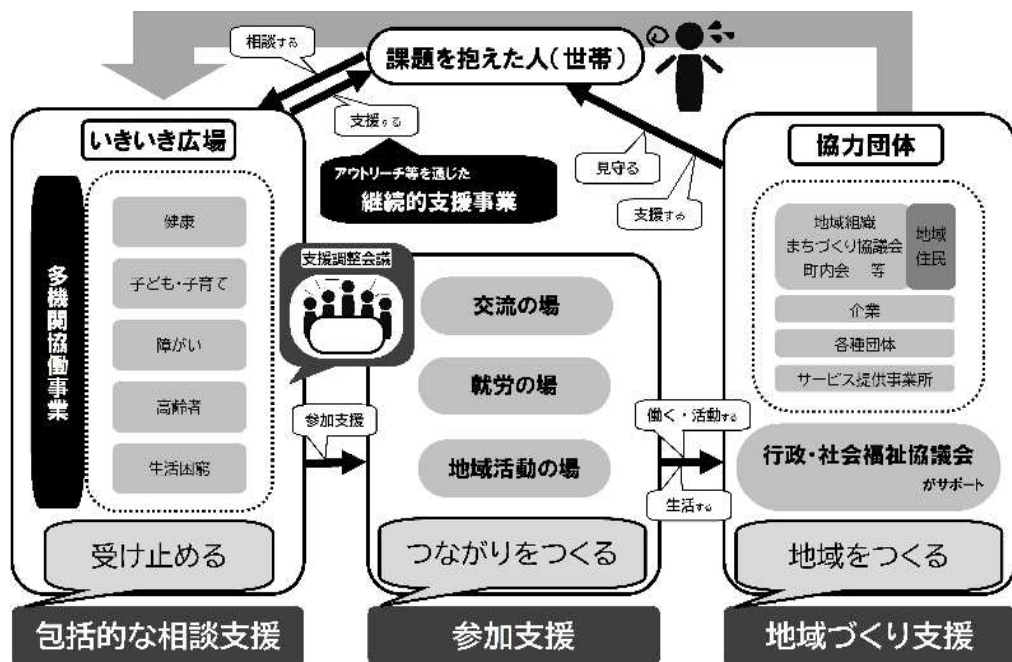
また、地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、障がいのある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活に対する安心感を担保し、自立を希望する人に対する支援等を進めるため、広域的な視点も含めて検討を進めます。また、相談支援の充実に図り、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を推進していきます。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への意向を進めるため、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

誰もが「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、包括的な支援体制の構築の推進に取り組みます。その際、「高浜市第4次地域福祉計画」との連携を図りつつ、重層的支援体制の構築を重点的に進めます。

■ 高浜市における重層的支援体制のイメージ



(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児およびその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を進めます。

また、障がい児のライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない貫いた支援を提供する体制の構築を進めるとともに、障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会

への参加や包容（インクルージョン）を進めます。

加えて、医療的ケア児が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する人に対して、共通理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、安定的に障害福祉サービスを提供し、事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて担う人材の確保・定着に努めます。その専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働き甲斐のある魅力的な職場であることの積極的な周知、広報等に努めるとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉の現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組めるよう連携を強化します。

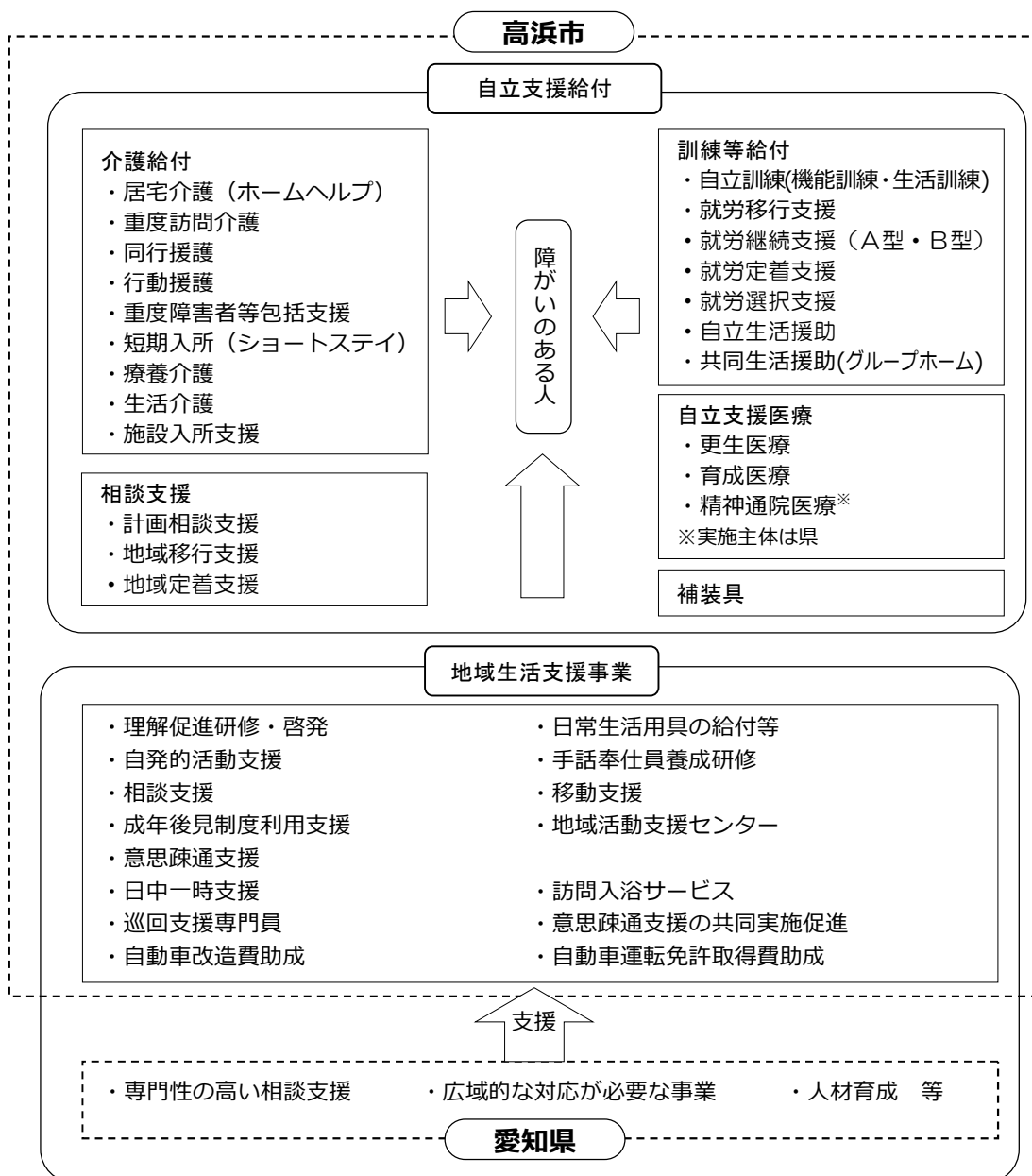
(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人の地域における社会参加を促進するために、「高浜市第4次地域福祉計画」との連携を図りつつ、多様なニーズを踏まえ、社会参加のしくみづくりを進めていきます。

6 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付中の「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「就労選択支援」「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」をいいます。「障害福祉サービス」とは、上記サービスの総称です。

<障害者総合支援法のサービス体系>



7 障がい児に対するサービス体系

平成 23（2011）年 5 月に公布された整備法により児童福祉法等が改正され、平成 24（2012）年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障がい種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されました。また、18 歳以上の障害児施設利用者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなりました。また、平成 28（2016）年の児童福祉法の改正により重度の障がい児を対象とした「居宅訪問型児童発達支援」が創設されました。

＜児童福祉法に基づく障がい児サービス体系＞

